

別紙

山形森林管理署庁舎空調設備改修工事仕様書

山形森林管理署庁舎空調設備改修工事に関する概要等は下記のとおりとする。

なお、山形森林管理署庁舎空調設備改修工事に伴い必要となる各種申請等の事務を含むものとする。

記

I 山形森林管理署庁舎空調設備改修工事の概要

1 工事場所

山形県寒河江市元町一丁目 17-2

2 工事内容

山形森林管理署庁舎空調設備改修工事一式

3 工期

契約締結日の翌日から令和8年12月28日まで

II 工事に当たっての留意事項

1 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）の目的に則し、間伐材等の利用に努めること。

また、上記法律に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に合法性、持続可能性が証明された資材を調達すること。

2 「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」（建設リサイクル法基本方針）により、再資源化された建築資材の利用に努めること。

3 本修繕に必要な各種申請等及び本修繕に伴う解体並びに廃棄物等の処理については、経費を含め受注者の責務において適法に対応すること。

4 本修繕仕様は特記のない限り、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」によること。

5 本工事の実施にあたっては、安全訓練等を励行し、作業の安全に万全を期すこと。

- 6 本工事の作業前、作業中、作業後の記録写真を作業終了後に発注者に提出すること。
- 7 本工事に伴い地域住民・入居者への対応が必要な場合は、経費を含め受注者の責務において対応すること。
- 8 山形森林管理署の物品については、工事以外の目的のみだりに触れないこと。また工事にあたり監督員等が立ち会う場合はこれを拒まないこと。
- 9 入札・契約前に現地の確認する場合は、当署職員立会の上、祝日・休日以外の午前9時00分から16時00分において行う。
- 10 詳細及び本仕様書以外の事項については、森林管理署担当者と協議すること。